

原規放発第 2103312 号

令和 3 年 3 月 31 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条
の 3 の 23 第 2 項の規定に基づく命令に係る弁明の機会の付与に
ついて

標記について、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 13 条第 1 項第 2 号の規
定による弁明の機会の付与を行うため、同法第 30 条の規定により、下記のと
おり通知する。

記

1. 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

(1) 予定される不利益処分の内容

東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)は、当委員
会が柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の対応区分(原子力規制検
査等実施要領(原規規発第 1912257 号-1)に規定する対応区分をいう。)を第 1
区分に変更することを通知する日まで、柏崎刈羽原子力発電所において、特定核
燃料物質を移動してはならない。ただし、保障措置検査のため必要な場合その他
法令の規定により特定核燃料物質を移動しなければならない場合は、この限り
でない。

(2) 根拠となる法令の条項

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の22第2項及び同法第43条の3の23第2項

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第91条第2項第2号、第3号、第5号イ、第12号八、第21号、第29号及び第30号

2. 不利益処分の原因となる事実

柏崎刈羽原子力発電所では、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「規則」という。)第91条第2項第2号及び第3号により設置が義務付けられた周辺防護区域及び立入制限区域に係る核物質防護設備の機能の一部を喪失したが、東京電力は、組織として、同項第21号により義務付けられた核物質防護設備の点検、保守を行わず、その機能を維持することができなかった。また、東京電力は、核物質防護設備の復旧の必要性を認識していたにもかかわらず、復旧に長期間を要し、実効性のある代替措置も講じていなかった。これらにより、不正な侵入を検知できず、同項第29号に規定する「原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威」に対応できないおそれがある状態が30日を超えている箇所が複数あった。また、東京電力が「柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定」の下部規定「柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定運用要領」で1年毎に行うと定めている規則第91条第2項第30号で義務付けられた定期的な評価及び改善を行っていなかった。

(事実の詳細については、「原規放発第2103167号 原子力規制庁安全規制管理官(核セキュリティ担当) 令和2年度原子力規制検査(核物質防護)における検査指摘事項の重要度の暫定評価について(核物質防護設備の機能の一部喪失について)」に記載したとおりである。)

また、柏崎刈羽原子力発電所では、規則第91条第2項第12号八により義務づけられた厳重な鍵の管理が行われておらず、中央制御室勤務員が同項第5号イにより立入りの際に所持が義務付けられた証明書等を持たずに防護区域にある中央制御室まで入域した。

(事実の詳細については、「原規放発第2102082号 原子力規制庁安全規制管理官(核セキュリティ担当) 令和2年度原子力規制検査(核物質防護)における指摘事項の重要度の暫定評価について(柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用)」に記載したとおりである。)

3 . 弁明書の提出先及び提出期限

(1) 弁明書の提出先

原子力規制委員会原子力規制庁放射線防護グループ核セキュリティ部門

〒106-8450

東京都港区六本木 1 丁目 9 番 9 号

T E L : 03-3581-3352 (代表)

(2) 弁明書の提出期限

令和 3 年 4 月 7 日